

第9章

介護保険

介護保険は、元気な人がなるべく介護が必要な状態にならないように、また、介護が必要な状態になっても地域で自立した生活ができるように、高齢者を支える制度です。

介護保険のしくみ

1 保険者

介護保険制度の実施主体（保険者）は、明石市です。

2 被保険者

40歳以上の方が介護保険の被保険者となります。第1号被保険者と第2号被保険者の2種類があり、保険料の額や納付の方法、サービスを受けるための条件が異なります。

(1) 被保険者の種類と介護保険料

	第1号被保険者	第2号被保険者
有資格者	市内に住所を有する65歳以上の方	市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者
給付対象者	○要介護1～5の方 ○要支援1・2の方	左のうち、初老期の認知症、脳血管疾患などの特定疾病(16種類)が原因である方
保険料負担	市が徴収	医療保険者が医療保険料と併せて徴収
賦課・徴収方法	○所得段階別(14段階)定額保険料 ○一定額以上の年金受給者は年金から天引き(特別徴収)、それ以外は口座振替や納付書による納付(普通徴収)	○健康保険、共済組合加入者 ・標準報酬×介護保険料(掛金)率(事業主負担あり) ・健康保険料(掛金)として一括徴収 ○国民健康保険加入者 ・所得割、均等割等に按分(国庫負担あり) ・国民健康保険料として一括徴収

(2) 第1号被保険者保険料収納状況

(単位：千円)

年 度	項 目	調 定 額	収 納 額	収 納 率 (%)
平成 26	普通徴収	414,010	359,729	86.89
	特別徴収	3,745,560	3,745,560	100.00
	合 計	4,159,570	4,105,289	98.70
平成 27	普通徴収	418,167	363,000	86.81
	特別徴収	4,136,705	4,136,705	100.00
	合 計	4,554,872	4,499,705	98.79
平成 28	普通徴収	410,805	358,568	87.28
	特別徴収	4,256,423	4,256,423	100.00
	合 計	4,667,228	4,614,991	98.88
平成 29	普通徴収	400,048	349,698	87.41
	特別徴収	4,357,943	4,357,943	100.00
	合 計	4,757,991	4,707,641	98.94
平成 30	普通徴収	410,633	365,654	89.05
	特別徴収	4,838,489	4,838,489	100.00
	合 計	5,249,122	5,204,142	99.14

注) 1. 収納状況は毎年度末の数値です。

2. 調定額、収納額は千円未満の端数切り上げの為合わないときがあります。

3 要介護認定の申請件数及び認定者数・認定率

要介護度は被保険者の申請により、市等からの訪問調査と主治医の意見書に基づき、第三者機関である「明石市介護認定審査会」で審査・判定を行い、保険者（明石市）が決定します。

(1) 申請件数

(単位：件)

年 度	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30
申請件数	14,033	13,985	14,258	13,747	11,526

注) 件数は毎年度末の数値です。

(2) 要介護等認定者数・認定率

(単位：人)

年 度	介護度	要 支 援		要 介 護					合 計	認 定 率 (%)
		1	2	1	2	3	4	5		
平成 26	認定者数	2,861	2,447	2,185	1,950	1,459	1,365	1,234	13,501	18.48
	割合 (%)	21.19	18.12	16.18	14.44	10.81	10.11	9.14	100	
平成 27	認定者数	2,770	2,633	2,155	1,973	1,623	1,422	1,197	13,773	18.34
	割合 (%)	20.11	19.12	15.65	14.33	11.78	10.32	8.69	100	
平成 28	認定者数	2,625	2,762	2,148	2,005	1,681	1,518	1,180	13,919	18.19
	割合 (%)	18.86	19.84	15.43	14.40	12.08	10.91	8.48	100	
平成 29	認定者数	2,420	2,847	2,057	2,112	1,693	1,641	1,262	14,032	18.05
	割合 (%)	17.25	20.29	14.66	15.05	12.07	11.69	8.99	100	
平成 30	認定者数	2,688	2,998	2,024	2,083	1,751	1,674	1,232	14,450	18.38
	割合 (%)	18.60	20.74	14.01	14.42	12.12	11.58	8.53	100	

注) 人数は毎年度末の数値です。認定率は、合計認定者数を第1号被保険者数で割った数値です。

4 介護保険で利用できるサービス

(1) 要支援1・2の認定を受けた方

地域総合支援センター(指定介護予防支援事業所)等が作成する「介護予防サービス計画」に基づき下記の介護予防サービスが利用できます。

※ 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、平成29年度から後述の地域支援事業に移行しました。

■ 介護予防サービス

①介護予防訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車等が家庭を訪問し、利用者のできる範囲で行う入浴を手伝う。
②介護予防訪問看護	看護師等が家庭を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助などを行う。
③介護予防訪問 リハビリテーション	理学療法士等の専門家が家庭を訪問し、利用者が自分で行える体操やリハビリテーションなどの指導を行う。
④介護予防居宅療養 管理指導	医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し、療養上の管理・指導を行う。
⑤介護予防通所 リハビリテーション	介護老人保健施設などで介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練を受ける。

⑥介護予防短期入所生活介護	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等に短期入所し、入浴・食事などや生活機能の維持向上のため機能訓練を受ける。
⑦介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設等に短期入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練を受ける。
⑧介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどで入浴・食事などや生活機能の維持向上のための機能訓練を受ける。
⑨介護予防福祉用具貸与	歩行器及び歩行補助つえ等を貸与する。
⑩介護予防福祉用具購入費	入浴または排泄の用に供する福祉用具の購入費の一部を支給する。
⑪介護予防住宅改修費	住宅の手すりや段差の解消等小規模な住宅改修の費用の一部を支給する。

■地域密着型介護予防サービス

①介護予防認知症対応型通所介護	居宅の認知症の状態にある高齢者がデイサービスセンターに通所し、入浴、食事等の介護その他の日常生活の支援や機能訓練を受ける。
②介護予防小規模多機能型居宅介護	デイサービスを中心として、要支援の状態や希望に応じて訪問介護やショートステイを組み合わせ、入浴・食事などの支援を受ける。
③介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援認定者で、かつ認知症の状態にある高齢者で、少人数での共同生活を営むことに支障がない人が共同生活を行いながら入浴・食事等の日常生活の支援や機能訓練を受ける。

(2) 要介護1～5の認定を受けた方

指定居宅介護支援事業者が作成する「居宅介護サービス計画」や介護保健施設等での「施設サービス計画」に基づき、下記の居宅サービス等が利用できます。

■居宅サービス

①訪問介護	ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護など日常生活上の世話をを行う。
②訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車等が家庭を訪問し、入浴サービスを行う。
③訪問看護	看護師等が家庭を訪問して、看護(療養上の世話や診療の補助)を行う。
④訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などの専門職が家庭を訪問し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。
⑤居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し療養上の管理や指導を行う。
⑥通所介護	デイサービスセンター等に通い、入浴・食事の提供等を受ける。
⑦通所リハビリテーション	主治医の判断に基づき介護老人保健施設や医療機関に通い、リハビリテーションを受ける。
⑧短期入所生活介護	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等に短期入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練を受ける。
⑨短期入所療養介護	介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期入所し、看護、医学的管理のもとでの介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話を受ける。
⑩特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム(ケアハウス)において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練などを受ける。
⑪福祉用具貸与	車椅子や特殊寝台等の福祉用具を貸与する。
⑫福祉用具購入費	入浴または排泄の用に供する福祉用具の購入費の一部を支給する。
⑬住宅改修費	住宅の手すりの設置や段差の解消などの小規模な住宅改修の費用の一部を支給する。

■ 地域密着型サービス

①小規模多機能型 居宅介護	小規模な住居型の施設で、通いを中心としながら訪問、短期間の宿泊などを組み合わせて食事、入浴などの支援や介護を受ける。
②認知症対応型 共同生活介護	認知症の高齢者が共同で生活できる場で食事、入浴などの支援や介護、機能訓練を受ける。
③夜間対応型訪問介護	ホームヘルパーが夜間の定期巡回を行う。また、緊急時に対応できるように随時訪問する。
④認知症対応型通所介護	認知症の高齢者が食事、入浴などの支援や介護、機能訓練を受ける。
⑤看護小規模多機能型 居宅介護	利用者の状況に応じて、小規模な住居型施設への「通い」、「宿泊」、自宅への「訪問」(介護と看護)などを合わせて支援や介護を受ける。
⑥定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	介護職員と看護師が連携し、定期的に訪問を行う。また、利用者の通報により随時訪問する。
⑦地域密着型特定施設入 居者生活介護	定員 30 人未満の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。
⑧地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	定員 30 人未満の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護が健康管理が受けられます。
⑨地域密着型通所介護	小規模なデイサービスセンター等に通い、入浴・食事の提供等を受ける。

■ 施設サービス

①介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で自宅での介護が困難な方が入所し、機能訓練、健康管理および療養上の管理及び介護などの日常生活上の世話を受ける。
②介護老人保健施設 (老人保健施設)	病気やけがなどの治療後、リハビリテーションなどを必要とする方が入所し、医学的管理下における、介護、看護及びリハビリテーション、その他必要な医療ならびに日常生活上の世話を受ける。
③介護医療院	主に長期にわたり療養が必要な方が入所し、日常的な医学的管理や看護、医学的管理の下に行われる介護や機能訓練、その他必要な日常生活上の世話を受ける。

5 地域支援事業

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、高齢者すべてに対して介護予防を行う「一般介護予防事業」から構成されます。

① 介護予防・生活支援サービス事業

ア 訪問型サービス

これまでの介護予防訪問介護に相当するサービスのほか、一部基準を緩和し、生活援助のみを提供するサービスを実施します。

イ 通所型サービス

これまでの介護予防通所介護に相当するサービスのほか、リハビリテーション専門職等により短期的・集中的に運動プログラム等を提供するサービスを実施します。

② 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

介護予防の普及啓発を通じて、介護予防の取組を必要とする高齢者を把握し、介護予防事業への参加につなげます。

イ 介護予防普及啓発事業

介護予防を実践するきっかけづくりとして、コミュニティ・センター等で介護予防に役立つ知識を提供します。

ウ 地域介護予防活動支援事業

自治会館などの身近な場所での体操などを通じた自主グループ活動の支援を行う自主グループ活動支援事業や、元気な高齢者が自主的に運営し、高齢者などの居場所や活動の拠点を提供する取組に対して、経費の一部を補助するシニア活動応援事業等を実施します。

エ 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職が自主グループ活動を支援したり、地域ケア会議へ参画・助言するなど、自立支援に役立つ取組を促す仕組みを構築します。

(2) 包括的支援事業

地域総合支援センター（※）の運営のほか、認知症施策の推進（認知症初期集中支援チームの実施、認知症地域支援推進員の配置等）、生活支援サービスの体制整備（生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置等）、在宅医療・介護連携の推進（在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、医療・介護関係者の研修等）等を実施します。

※ 地域総合支援センターについては、第8章を参照

(3) 任意事業

介護給付等費用適正化事業（認定調査状況チェック、ケアプランの点検、介護給付費通知等）のほか、認知症高齢者見守り事業、家族介護継続支援事業、成年後見制度利用支援事業、福祉用具・住宅改修支援事業、地域自立生活支援事業等を実施します。

6 介護給付費の負担

介護保険給付費の負担割合は以下のとおりです。

国 25%	県 12.5%	市 12.5%	第1号被保険者 23%	第2号被保険者 27%
----------	------------	------------	----------------	----------------

← 公 費 50% → ← 保 険 料 50% →

注) 施設サービスの負担割合は、国 20%、県 17.5%です。国負担分のうち5%は調整交付金のため、高齢化率、所得状況等により変動します。

7 介護保険事業計画

(1) 計画の趣旨

介護保険事業計画は3か年を1期として、介護保険事業を円滑に推進するため、過去の給付実績などをもとに、2018～2020年度の介護保険事業におけるサービスの見込量と、その確保の方策について定めています。

(2) 計画期間

2018年度から2020年度までの3年間を第7期の計画期間としています。

(3) 基本理念

「地域で支えあい 安心して暮らせるまちづくり～地域共生社会の実現に向けて～」を基本理念として、その実現のために次に掲げる施策に基づき、介護保険事業を運営します。

《施策》

- ① 地域ネットワークの充実と社会参加の推進
- ② 認知症高齢者やその家族への支援の充実
- ③ 権利擁護の取組みの充実
- ④ 災害時要配慮者支援の推進
- ⑤ 介護保険サービスの充実
- ⑥ 高齢者の活躍できる場の充実
- ⑦ 健康づくりの推進
- ⑧ 地域づくりの支援

(4) 日常生活圏域

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域で生活を継続できるように支援するため、中学校区を日常生活圏域と設定しています。

(5) 事業計画の概要

① 被保険者数

(単位：人)

項目 \ 年度	2018 (実績値)	2019	2020
第1号被保険者	78,284	78,708	79,119
総人口	302,486	301,833	302,301
高齢化率	25.9%	26.1%	26.2%

注)各年度9月末日現在(2018年度は、10月1日時点の実績を掲載)

注)人口推計については、住民基本台帳人口をもとに推計を行いました。

注)高齢化率：総人口に占める65歳以上人口の割合です。

② 要介護等認定者数の推移

(単位：人)

項目 \ 年度	2018 (実績値)	2019	2020
65歳以上人口	78,284	78,708	79,119
要支援1	2,518	2,627	2,687
要支援2	2,912	2,990	3,067
要介護1	2,053	2,267	2,333
要介護2	2,026	2,217	2,279
要介護3	1,715	1,863	1,922
要介護4	1,590	1,749	1,809
要介護5	1,234	1,320	1,355
小計	14,048	15,033	15,452

注)各年度9月末日現在

③ 介護保険事業費の見込額

(単位：千円)

	2018年度 (実績値)	2019年度	2020年度
標準給付費見込額	19,341,053	21,659,284	22,693,145
保険給付費見込額	19,322,712	21,636,853	22,670,123
総給付費	18,181,396	20,311,866	21,302,364
介護給付費	17,300,342	19,183,392	19,887,040
予防給付費	881,054	906,105	935,084
特定入所者介護サービス費等給付費	640,817	737,357	756,777
高額介護サービス費等給付額	470,009	499,923	513,384
高額医療合算介護サービス費等給付額	30,490	87,707	97,598
審査支払手数料	18,341	22,431	23,021
地域支援事業費見込額	1,502,409	1,961,664	2,028,628
保健福祉事業費見込額	4,417	31,450	31,450

④ サービス利用者数見込

(人)

サービス種類		年度	2018 (実績値)	2019	2020
介護 予 防 サ ー ビ ス	介護予防支援		28,488	26,664	27,276
	介護予防訪問入浴介護		11	36	36
	介護予防訪問看護		5,176	4,836	4,944
	介護予防訪問リハビリテーション		722	636	648
	介護予防居宅療養管理指導		4,380	2,928	2,988
	介護予防通所リハビリテーション		5,421	5,520	5,640
	介護予防短期入所生活介護		299	408	420
	介護予防短期入所療養介護		28	36	36
	介護予防福祉用具貸与		23,020	21,624	22,128
	介護予防住宅改修費		710	828	852
	介護予防福祉用具購入費		443	564	576
	介護予防特定施設入居者生活介護		1,315	1,284	1,404
介護予 防サ ー ビ ス 地 域 密 着 型	介護予防認知症対応型通所介護		46	132	132
	介護予防小規模多機能型居宅介護		469	624	660
	介護予防認知症対応型共同生活介護		46	48	48
居 宅 サ ー ビ ス	居宅介護支援		60,035	64,344	65,964
	訪問介護		27,844	27,372	28,044
	訪問入浴介護		1,448	1,860	1,884
	訪問看護		14,916	13,848	14,172
	訪問リハビリテーション		1,643	1,944	2,004
	居宅療養管理指導		28,574	15,924	16,296
	通所介護		28,489	27,636	28,344
	通所リハビリテーション		10,824	11,688	11,988
	短期入所生活介護		8,533	8,616	8,832
	短期入所療養介護		1,541	1,848	1,896
	福祉用具貸与		42,094	41,964	43,020
	居宅介護住宅改修費		696	876	912
	居宅介護福祉用具購入費		713	876	900
	特定施設入居者生活介護		4,509	5,004	5,496
地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	夜間対応型訪問介護		0	0	0
	認知症対応型通所介護		1,736	2,232	2,304
	小規模多機能型居宅介護		2,520	3,084	3,288
	認知症対応型共同生活介護		4,003	4,236	4,452
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		678	1,740	2,436
	看護小規模多機能型居宅介護		505	1,392	1,740
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		721	960	1,200
	地域密着型通所介護		8,097	8,628	8,844
サ ー ビ ス 施 設	介護老人福祉施設		13,481	14,100	14,100
	介護老人保健施設		8,333	7,956	7,956
	介護医療院		9	—	—
	介護療養型医療施設		668	864	864